

顔認識技術を使用した個人情報の処理に関連する  
民事事件の審理における法律適用の若干の  
問題に関する規定（最高人民法院）

全文和訳  
（曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所）、2021年8月27日版）

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

## 顔認識技術を使用した個人情報の処理に関連する民事事件の審理における法律適用の若干の問題に関する規定

（法釈〔2021〕15号として2021年7月27日発布、同年8月1日施行）

顔認識技術を使用した個人情報の処理に関連する民事事件を正確に審理し、当事者の適法な権益を保護し、デジタル経済の健全な発展を促進するため、「中華人民共和國民法典」、「中華人民共和國ネットワーク安全法」、「中華人民共和國消費者権益保護法」、「中華人民共和國電子商取引法」、「中華人民共和國民事訴訟法」等の法律の規定に基づき、裁判実務を併せ考慮して、本規定を制定する。

第1条 情報処理者が法律・行政法規の規定又は双方の約定に違反し、顔認識技術を使用して顔情報を処理したこと又は顔認識技術に基づいて生成された顔情報を処理したことによって引き起こされた民事事件に、本規定を適用する。

顔情報の処理には、顔情報の収集、保存、使用、加工、送信、提供、公開等が含まれる。

本規定にいう顔情報は、民法典第1034条に定める「生体識別情報」に属する。

第2条 情報処理者の顔情報の処理に次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、人民法院は、自然人の人格権益の侵害行為にあたりと認定しなければならない。

- （一） ホテル、商業施設、銀行、駅、空港、スタジアム、娯楽施設等の経営場所又は公共の場所において、法律・行政法規の規定に違反して顔認識技術を使用し、顔の認証、識別又は分析を行うこと。
- （二） 顔情報処理の規則を公開せず、又は処理の目的、方法及び範囲を明示しないこと。
- （三） 個人の同意に基づき顔情報を処理する場合において、自然人若しくはその後見人の単独の同意を得ず、又は法律・行政法規の規定どおり自然人若しくはその後見人の書面による同意を得ないこと。
- （四） 情報処理者が明示し、又は双方が約定した顔情報処理の目的、方式、範囲等に違反すること。
- （五） あるべき技術的措置又はその他必要な措置を講じて、その収集又は保存する顔情報の安全を確保しなかった結果、顔情報を漏洩、改ざん又は紛失させること。
- （六） 法律・行政法規の規定又は双方の約定に違反して、他人に顔情報を提供すること。
- （七） 公序良俗に背いて顔情報を処理すること。
- （八） 適法・正当・必要の原則に違反して顔情報を処理するその他の事由

第3条 人民法院は、情報処理者が自然人の人格権益侵害の民事責任を負うと認定する場合には、民法典第998条の規定を適用し、かつ、事件の具体的な状況と併せて、被害者が未成年者か否か、告知・同意の状況及び情報処理の必要の程度等の要素を総合考慮しなければならない。

第4条 次の各号に掲げる事由のいずれかがあり、情報処理者が自然人又はその後見人の

同意を既に得ていることを理由に抗弁する場合には、人民法院は、これを支持しない。

- （一） その顔情報の処理に同意した場合に限り商品又はサービスを提供することを情報処理者が自然人に要求したとき。但し、顔情報の処理が商品又はサービスの提供に必要であるものに属する場合を除く。
- （二） 情報処理者がその他の権限付与との抱合せ等の方式により、自然人にその顔情報を処理することへの同意を要求したとき。
- （三） 自然人にその顔情報を処理することへの同意を強要し、又は他の形態を装った事実上の強要をしたその他の事由

第 5 条 次の各号に掲げる事由のいずれかがあり、情報処理者が、自己が民事責任を負わない旨を主張する場合には、人民法院は、法によりこれを支持する。

- （一） 突発の公共衛生事件に対応するため、又は緊急の状況において自然人の生命、健康及び財産の安全を保護するために必要であって、顔情報を処理したとき。
- （二） 公共の安全を維持するため、国の関係規定により公共の場所において顔認識技術を使用したとき。
- （三） 公共の利益のために新聞報道、世論監督等の行為を実施し、合理的な範囲内で顔情報を処理したとき。
- （四） 自然人又はその後見人の同意の範囲内で、合理的に顔情報を処理したとき。
- （五） 法律・行政法規の規定に適合するその他の事由

第 6 条 当事者が情報処理者に民事責任を負うよう請求する場合には、人民法院は、民事訴訟法第 64 条、『中華人民共和國民事訴訟法』の適用に関する最高人民法院の解釈」第 90 条及び第 91 条並びに「民事訴訟の証拠に関する最高人民法院の若干の規定」の関連規定により双方当事者の挙証責任を確定しなければならない。

情報処理者は、自己の行為が民法典第 1035 条第 1 項に定める事由に適合する旨を主張する場合には、その根拠となる事実について挙証責任を負わなければならない。

情報処理者は、自己が民事責任を負わない旨を主張する場合には、自己の行為が本規定第 5 条に定める事由に適合することについて挙証責任を負わなければならない。

第 7 条 複数の情報処理者が顔情報を処理して自然人の人格権益を侵害した場合において、当該自然人が、複数の情報処理者が故意・過失の程度及び発生させた損害の結果の大小に従って権利侵害責任を負う旨を主張するときは、人民法院は、法によりこれを支持する。民法典第 1168 条、第 1169 条第 1 項、第 1170 条、第 1171 条等に定める相応の事由に適合する場合において、当該自然人が、複数の情報処理者が連帯責任を負う旨を主張するときは、人民法院は、法によりこれを支持する。

情報処理者がネットワークサービスを利用して顔情報を処理し、自然人の人格権益を侵害した場合には、民法典第 1195 条、第 1196 条、第 1197 条等の規定を適用する。

第 8 条 情報処理者が顔情報を処理し、自然人の人格権益を侵害して財産損失を発生させた場合において、当該自然人が民法典第 1182 条により財産損害の賠償を主張するときは、人民法院は、法によりこれを支持する。

自然人が権利侵害行為を制止するために支払った合理的支出は、民法典第 1182 条に定める財産損失と認定することができる。合理的支出には、当該自然人又は委託代理人が権利侵害行為について行った調査及び証拠収集の合理的費用が含まれる。人民法院は、当事者の請求及び具体的な事件の内容により、合理的な弁護士費用を賠償の範囲内に算

入することができる。

第9条 自然人が、情報処理者が顔認識技術を使用して自然人のプライバシー権又はその他の人格権益を侵害する行為を現在実施し、又は実施しようとしており、遅滞なく制止しなければその適法な権益に回復困難な損害を受けさせることになる旨を証明する証拠を有する場合において、関係行為の停止を情報処理者に命令する措置を講じることを人民法院に申請したときは、人民法院は、事件の具体的な状況に基づき、法により人格権侵害禁止令を下すことができる。

第10条 不動産サービス企業又はその他の建物管理人が、顔認識をもって、オーナー又は不動産使用者が不動産サービス区域に出入りする際の唯一の認証方式としている場合において、同意しないオーナー又は不動産使用者がその他の合理的な認証方式の提供を請求するときは、人民法院は、法によりこれを支持する。

不動産サービス企業又はその他の建物管理人に本規定第2条に定める事由が存在し、当事者が不動産サービス企業又はその他の建物管理人に権利侵害責任を負うよう請求する場合には、人民法院は、法によりこれを支持する。

第11条 情報処理者が様式条項を採用して自然人と契約を締結し、期間制限なし、取消不能、任意の再授權可能等の顔情報処理に係る権利を自己に与えるよう自然人に要求した場合において、当該自然人が民法典第497条により様式条項の無効確認を請求するときは、人民法院は、法によりこれを支持する。

第12条 情報処理者が約定に違反して自然人の顔情報を処理し、当該自然人が当該情報処理者に違約責任を負うよう請求する場合には、人民法院は、法によりこれを支持する。当該自然人が情報処理者に違約責任を負うよう請求する際に、顔情報の削除を請求する場合には、人民法院は、法によりこれを支持し、情報処理者が、双方が顔情報の削除について約定をしていないことを理由に抗弁する場合には、人民法院は、これを支持しない。

第13条 同一の情報処理者が顔情報を処理して自然人の人格権益を侵害したことに基づき発生した紛争について、複数の被害者が同一の人民法院にそれぞれ提訴する場合には、当事者の同意を経て、人民法院は、併合審理することができる。

第14条 情報処理者の顔情報を処理する行為が民事訴訟法第55条、消費者權益保護法第47条又はその他の法律の民事公益訴訟に関する関連規定に適合し、法律に定める機関及び関係組織が民事公益訴訟を提起した場合には、人民法院は、これを受理しなければならない。

第15条 自然人が死亡した後、情報処理者が法律・行政法規の規定又は双方の約定に違反して顔情報を処理し、死者の近親族が民法典第994条により情報処理者に民事責任を負うよう請求する場合には、本規定を適用する。

第16条 本規定は、2021年8月1日から施行する。

情報処理者が顔認識技術を使用して顔情報を処理し、又は顔認識技術に基づいて生成された顔情報を処理する行為が本規定の施行前に発生した場合には、本規定を適用しない。

（法令原文名称：关于审理使用人脸识别技术处理个人信息相关民事案件适用法律若干问题的规定）